



## 令和 7 年度学童保育所入所案内

社会福祉法人 金ヶ崎町社会福祉協議会  
金ヶ崎町西根南羽沢 43 ☎44-6060

学童保育所は、家庭での放課後保育が難しい状況にある児童を保育する施設です。社会福祉協議会では、金ヶ崎町から放課後児童健全育成事業補助金を受け、令和 7 年度は町内 6 か所で学童保育所を運営いたします。

### 1. 対象児童

小学校に就学している児童で、保護者が就労により昼間家庭にいない子どもや、疾病、介護等により昼間家庭での養育ができない子どもが事業の対象となります。  
※支援の必要な方にご利用いただける放課後等デイサービス「クレヨン」も開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

### 2. 学童保育所名及び所在地

学童保育所名	所在地	電話番号
金ヶ崎学童保育所	西根南羽沢 53-1	44-6080
三ヶ尻学童保育所	三ヶ尻十三本塚 16-2	42-4641
北部学童保育所	西根ニツ堤 37-2	43-2133
北部第 2 学童保育所	西根ニツ堤 12 (上平沢自治会館)	090-5234-0235
西学童保育所	西根高谷野原 1072 (子育て支援センター内)	47-5551
永岡学童保育所	永沢堀切後 18-4 (永岡地区センター内)	41-0075

※金ヶ崎学童保育所 4 クラスで運営

※北部学童保育所は 2 か所で運営

※永岡学童保育所 2 クラスで運営

### 3. 保育日及び保育時間

#### ◆保育日

- ・月曜日 ~ 土曜日 (長期休業日含む)

※土曜保育は毎週金ヶ崎学童保育所での町内合同保育。

ただし、月 2 回、北部学童保育所でも開所しております。

#### ◆保育時間

- ・月曜日～金曜日 下校時～午後 6 時
- ・一日保育 午前 7 時 30 分から午後 6 時
- ・延長保育 午後 6 時から午後 7 時 (土曜日除く)

※延長保育は別途料金 希望者のみのご利用となります。

◆その他

- ・休所日 日曜日・祝祭日  
お盆期間（8/13～8/16）  
年末年始（12/29～1/3）
- ・臨時休所 台風や地震等の自然災害で学校が休みの場合  
インフルエンザ、コロナウイルス等で学級閉鎖や学校閉鎖の場合

4. 保育内容

支援員の見守りのもと、日課(宿題・読書・遊び・異学年との交流等)により過ごします。保育中におやつを提供します。なお、保育が1日に及ぶ場合の昼食は各家庭で準備願います。

5. 保育料

区分	保育料（おやつ代含）
低学年（1年生・2年生）	6,800円（月額）
中学年（3年生・4年生）	5,800円（月額）
高学年（5年生・6年生）	4,600円（月額）

延長料

延長保育(午後6時～午後7時)	2,500円（月額）
一時延長保育(6回以上は月額)	(5回までは1回) 200円

- ◆学童保育所では減免措置を設けております。詳細については学童保育料の減免措置についてのお知らせをご覧ください。
- ◆延長保育時間を超過した場合には 1回毎に500円の超過料金が発生します。

6. 入所申込

- ◆利用は年間契約です。(長期休みのみの利用は出来ません。)
- ◆提出書類：1. 入所申込書  
2. 就労証明  
3. 同居家族が家庭で保育できない理由書  
4. 減免申請書（希望される方のみ）

◆提出先：各学童保育所

◆受付期間：令和6年12月2日(月)～12月27日(金)

※新規入所希望の方は簡単な面談があります。申し込みの際はお子さんと一緒に学童までお越しください。(月～金 14:00～18:00 土日・祝日除く)

7. 入所の可否

- ◆保護者が就労や疾病、介護等で放課後の家庭での保育に欠けるなど様々な条件を検討したうえで入所可否を決定させていただきます。
- ◆入所要件を充たしていても、入所希望者が施設の収容定員を超えてしまう場合など、諸事情により低学年児童の入所が優先となる場合があります。
- ◆前年度の利用料で未払いがある方は、申し込みを受け付けられません。

## 8. 減免申請される方へ

- ◆ 申込書と一緒に減免申請書と証明する書類をご提出ください。
- ◆ 証明する書類は以下の通りです。
  - ・ 生活保護世帯→生活保護受給証明書の写し
  - ・ ひとり親世帯→児童扶養手当証書の写し
  - ・ 2人以上の児童が利用する世帯→減免申請書のみ

**\*変更があった場合は変更届を提出して下さい。\***

## 9. その他

- ◆ 学童活動中の児童のケガについて、当会で加入するスポーツ安全保険の範囲内での対応とさせていただきます。
- ◆ 学童へ入所決定後、欠席連絡や緊急連絡等の手段としてマチコミメールの登録をお願いしています。
- ◆ 金ケ崎町社会福祉協議会のHPから各書類をダウンロードすることもできます。
- ◆ 危険な行動や著しく集団を乱す行動等が続く場合は、退所措置を取らせていただくことがあります。
- ◆ その他、やむをえない事情がある場合はお気軽にご相談ください。